

☆ 発酵の里 きらきら健康メモ ☆



令和3年5月31日は『世界禁煙デー』です。

望まない受動喫煙をなくすことを目的に、改正健康増進法が平成30年7月に成立しました。この改正法により、学校・病院等は令和元年7月1日から原則敷地内禁煙（屋内は全面禁煙）となり、令和2年4月1日から、飲食店・職場等は、原則屋内禁煙が義務づけられました。

施設管理者の皆様は、ルールに基づいた受動喫煙対策をお願いいたします。

～喫煙は新型コロナウイルス感染症の重症化リスクを高めます～

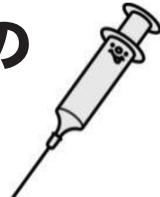
新型コロナウイルスの流行で普段通りの生活がしにくくなっています。

そんな中、ストレスによりタバコの本数が増えていませんか？タバコを吸うことによって手を口に持って行ったり、煙が肺の機能を低下させることが考えられます。これを機に禁煙をしませんか？

♪ 詳しくは、保健福祉課（☎②1603）までお問合せください。



高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種費用の 一部を助成しています



- ▶ 対象者 65歳以上の方（令和3年度は昭和32年4月1日以前に生まれた方）
- ▶ 助成額 1人1回につき、3,500円を助成いたします。
※3,500円を差し引いた接種費用を各医療機関窓口でお支払ください。
- ▶ 予診票 保健福祉課（神崎ふれあいプラザ保健福祉館）において予診票をお渡ししています。
- ▶ 接種医療機関：①神崎クリニック ②四季の丘クリニック
③矢野医院（成田市） ④なのはなクリニック（成田市）
⑤石井内科医院（香取市） ⑥越川医院（香取市）
※指定医療機関以外で接種を希望される方は、保健福祉課へ事前にご連絡ください。
※接種前に必ず医療機関に確認してください。
- ▶ 問合せ 保健福祉課保健係 ☎②1603

！注意事項！

肺炎球菌ワクチンは毎年接種する必要がなく、1回の接種で5年以上効果が持続するとされています。以前に接種したことのある方は、必要性を慎重に考慮し、かかりつけ医または前回接種を受けた医療機関でご相談の上、前回接種から十分な間隔を確保して下さい。